

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第25号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 616 357 647">附 則</p> <p data-bbox="236 660 501 692">(種別割の税率の特例)</p> <p data-bbox="193 710 759 1646">24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車（附則第32項において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（附則第32項において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法附則第12条の3第1項に規定する電力併用自動車（附則第32項において「電力併用自動車」という。）並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る第53条第1項及び第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p data-bbox="223 1664 767 1977">(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p>	<p data-bbox="890 616 975 647">附 則</p> <p data-bbox="853 660 1118 692">(種別割の税率の特例)</p> <p data-bbox="810 710 1377 1646">24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車（附則第29項において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（附則第29項において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車（附則第29項において「電力併用自動車」という。）並びに第53条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項及び同条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p data-bbox="839 1664 1383 1977">(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（附則第26項において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（附則第26項において「石油ガス自動車」という。）で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」</p>

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(表略)

25 (略)

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車（附則第28項において「平成21年基準天然ガス自動車」という。）、法附則第12条の3第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車（附則第28項及び第29項において「充電機能付電力併用自動車」という。）、法附則第12条の3第2項第4号に規定するガソリン自動車、同項第5号に規定する石油ガス自動車及び同項第6号に規定する乗用車に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては、令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項	7,500円	2,000円
第1号ア	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円

という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（附則第26項において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(表略)

25 (略)

	<u>23,600円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>27,200円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>40,700円</u>	<u>10,500円</u>
第53条第1項	<u>25,000円</u>	<u>6,500円</u>
第1号イ	<u>30,500円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>43,500円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>75,500円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>87,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>110,000円</u>	<u>27,500円</u>
第53条第1項	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
第2号ア	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>
第53条第1項	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
第2号イ	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
第53条第1項	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>
第2号ウ(7)	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>
第53条第1項	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>
第2号ウ(i)	<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>

第53条第1項	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>	
第3号ア(7)	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>	
	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>	
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>	
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>	
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>	
	第53条第1項	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>
第3号ア(4)	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>	
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>	
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>	
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>	
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>	
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>	
	第53条第1項	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>
第3号イ	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>	
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>	
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>	
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>	
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>	
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>	
	第53条第1項	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>
第4号	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>	
第53条第1項	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>	
第5号ア	<u>6,800円</u>	<u>2,000円</u>	
	<u>7,600円</u>	<u>2,000円</u>	
	<u>11,000円</u>	<u>3,000円</u>	
	<u>12,500円</u>	<u>3,500円</u>	
	<u>14,300円</u>	<u>4,000円</u>	
	<u>16,400円</u>	<u>4,500円</u>	
	<u>18,800円</u>	<u>5,000円</u>	
	<u>21,700円</u>	<u>5,500円</u>	
	<u>32,500円</u>	<u>8,500円</u>	
	第53条第1項	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>
	第5号イ	<u>24,400円</u>	<u>6,500円</u>

	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第53条第1項 第6号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
第53条第1項 第6号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
第53条第3項 第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第53条第3項 第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

27 法附則第12条の3第3項第1号に規定するガソリン自動車及び同項第2号に規定する石油ガス自動車（それぞれ前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合に^{あつては}、令和3年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項 第1号ア	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>8,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>9,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>13,800円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>15,700円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>17,900円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>27,200円</u>	<u>14,000円</u>
	<u>40,700円</u>	<u>20,500円</u>
第53条第1項 第1号イ	<u>25,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>30,500円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>43,500円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,000円</u>	<u>25,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>75,500円</u>	<u>38,000円</u>
	<u>87,000円</u>	<u>43,500円</u>
	<u>110,000円</u>	<u>55,000円</u>
第53条第1項 第2号ア	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
第53条第1項 第2号イ	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>

	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
第53条第1項 第2号ウ(7)	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
第53条第1項 第2号ウ(4)	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
第53条第1項 第3号ア(7)	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>
第53条第1項 第3号ア(4)	<u>26,500円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>16,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>19,000円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>22,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>25,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>32,000円</u>
第53条第1項 第3号イ	<u>33,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>24,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>37,000円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>41,500円</u>
第53条第1項 第4号	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
第53条第1項 第5号ア	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,800円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>7,600円</u>	<u>4,000円</u>

	<u>11,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>12,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>14,300円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>16,400円</u>	<u>8,500円</u>
	<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>21,700円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>32,500円</u>	<u>16,500円</u>
第53条第1項	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>
第5号イ	<u>24,400円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>28,800円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>34,800円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,000円</u>	<u>20,000円</u>
	<u>45,600円</u>	<u>23,000円</u>
	<u>52,400円</u>	<u>26,500円</u>
	<u>60,400円</u>	<u>30,500円</u>
	<u>69,600円</u>	<u>35,000円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>
第53条第1項	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
第6号ア	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
第53条第1項	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
第6号イ	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>
第53条第3項	<u>3,700円</u>	<u>1,800円</u>
第1号	<u>4,700円</u>	<u>2,300円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
第53条第3項	<u>5,200円</u>	<u>2,600円</u>
第2号	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>

28 電気自動車、平成21年基準天然ガス自動車及び充電機能付電力併用自動車のうち、自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車に対する第53条第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車又は当該自家用のキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和5年度分の種別割に限り、附則第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

29 電気自動車、法附則第12条の3第5項第2号に規定する天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車、同項第4号に規定するガソリン自動車、同項第5号に規定する石油ガス自動車及び同項第6号に規定する軽油自動車（それぞれ自家用の乗用車及び自家用のキャンピング車を除く。）に対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和5年度分の種別割に限り、附則第26項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、ガソリン自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち施行規則附則第5条の2第3項各号に掲げる要件に該当するもの、石油ガス自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち同条第4項各号に掲げる要件に該当するもの及び軽油自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて施行規則附則第5条の2第5項各号に掲げる要件に該当するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第53条第1項 第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第53条第1項 第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第53条第1項 第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第53条第1項 第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円

	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
第53条第1項	<u>7,500円</u>	<u>2,000円</u>
第2号ウ(7)	<u>15,100円</u>	<u>4,000円</u>
第53条第1項	<u>10,200円</u>	<u>3,000円</u>
第2号ウ(4)	<u>20,600円</u>	<u>5,500円</u>
第53条第1項	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
第3号ア(7)	<u>14,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>7,500円</u>
第53条第1項	<u>26,500円</u>	<u>7,000円</u>
第3号ア(4)	<u>32,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>16,000円</u>
第53条第1項	<u>33,000円</u>	<u>8,500円</u>
第3号イ	<u>41,000円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>12,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>14,500円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>18,500円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>21,000円</u>
第53条第1項	<u>4,500円</u>	<u>1,500円</u>
第4号	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
第53条第1項	<u>6,000円</u>	<u>1,500円</u>
第5号ア	<u>6,800円</u>	<u>2,000円</u>

	<u>7,600円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>12,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>14,300円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>16,400円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>18,800円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>21,700円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>32,500円</u>	<u>8,500円</u>
第53条第1項 第5号イ	<u>20,000円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>24,400円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>28,800円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>34,800円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>40,000円</u>	<u>10,000円</u>
	<u>45,600円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>52,400円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>60,400円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>69,600円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>22,000円</u>
第53条第1項 第6号ア	<u>6,500円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>2,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>5,500円</u>
第53条第1項 第6号イ	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>30,000円</u>	<u>7,500円</u>
第53条第3項 第1号	<u>3,700円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
第53条第3項 第2号	<u>5,200円</u>	<u>1,300円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>

30 法附則第12条の3第6項第1号に規定するガソリン自動車、同項第2号に規定する石油ガス自動車及び同項第3号に規定する軽油自動車のうち、営業用の乗用車又は営業用のキャンピング車（それぞれ前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第53条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車又は当該営業用のキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車又は当該営業用のキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては令和5年度分の種別割に限り、附則第27項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

27 法附則第12条の3第3項第1号に規定するガソリン自動車、同項第2号に規定する石油ガス自動車及び同項第3号に規定する軽油自動車のうち、営業用の乗用車又は営業用のキャンピング車（それぞれ前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第53条第1項第1号ア、第4号ア及び第5号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車又は当該営業用のキャンピング車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	8,000円	2,000円
--	--------	--------

第53条第1項 第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第53条第1項 第4号ア	4,500円	2,500円
第53条第1項 第5号ア	6,000円	3,000円
	6,800円	3,500円
	7,600円	4,000円
	11,000円	5,500円
	12,500円	6,500円
	14,300円	7,500円

		<u>16,400円</u>	<u>8,500円</u>
		<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>
		<u>21,700円</u>	<u>11,000円</u>
		<u>32,500円</u>	<u>16,500円</u>
<u>31</u> (略)	<u>28</u> (略)		
<u>32</u> (略)	<u>29</u> (略)		
<u>33</u> (略)	<u>30</u> (略)		
(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)	(狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出)		
<u>34</u> (略)	<u>31</u> (略)		
(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)	(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)		
<u>35</u> (略)	<u>32</u> (略)		
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)	(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)		
<u>36</u> (略)	<u>33</u> (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の静岡県税賦課徴収条例附則第24項、第26項及び第27項の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。